

金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

平成29年9月15日

（ 照会者 ） 殿

金融庁監督局総務課金融会社室長

平成29年9月4日付けをもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則3.（3）の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者（代理人を含む）から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

1. 回答

照会のあった具体的事実について、照会書に記載されたネットワークゲーム内に存在する対象コンテンツ（注1）のうち、今後予定している対応（注2）を行ったものについては、資金決済法第3条第1項に定める前払式支払手段に該当しないものとする。

（注1）対象コンテンツ

一次コンテンツ（一のネットワークゲーム内において、現金又はネットワークゲーム外の現金同等物を対価として発行された資金決済法第3条第4項の自家型前払式支払手段に該当するゲーム内コンテンツをいう。以下同じ。）を使用することによって取得可能な一次コンテンツ以外のゲーム内コンテンツ（別紙2 2.（2）の「対象コンテンツの特殊性」を客観的仕様として有するもの）。

ただし、ネットワークゲームの客観的な仕様に照らして、前払式支払手段に明確に該当すると考えられるもの（例えば、一次コンテンツを統合したものなど、実質的に一次コンテンツと同じ性質を有するもの）は除く。

(注2) 今後予定している対応

ネットワークゲームごとに、その利用者に対して、当該ネットワークゲーム内に存在する対象コンテンツの取得をもってこれに係る商品・サービスの提供がなされたものとし、前払式支払手段に該当しない旨を利用者に周知し、利用者がこれに同意していただく仕組みを設けること。

(注3) (注1) 及び(注2)については、照会書から転記したもの。

2. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

資金決済に関する法律第3条第1項に定める前払式支払手段の該当性の判断に当たっては、①金額又は数量が記載・記録されること(価値の保存)、②金額・数量に応ずる対価を得て発行される証票等であること(対価発行)、③商品・サービスの代価の弁済等に使用されること(権利行使)、の3要件に照らして個別具体的に判断を行うものと解されている。

照会者の見解及び根拠のとおり、今後予定している対応を行ったネットワークゲーム内に存在する対象コンテンツは、資金決済法第3条第1項各号の要件(③権利行使)を欠き、同項に定める前払式支払手段に該当しないものとする。

以 上